業 型 確 定 拠 H 年

確定拠出年金とは?

拠出された掛金とその運用収益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制 度です。確定拠出年金には「企業型」と「個人型」の2種類あり、掛金を事業主が拠出 する企業型確定拠出年金と、加入者自身が拠出する個人型確定拠出年金があります。

「企業型確定拠出年金」を導入することにより、**税制優遇**や新たな<mark>福利厚生制度</mark>の設 立等、社長・従業員・会社にとってメリットがたくさんありますので、知っておかれ てはいかがでしょうか。







こんな 事業主さんに おすすめです

- 従業員の福利厚生を充実させて、従業員のモチベーションをあげたい
- 社長・役員にも役員退職慰労金の規定を定めたい
- 税金・社会保険料優遇措置を活用して、会社に利益を残したい

「企業型確定拠出年金」の

採用・従業員の定着率の向上

新たな福利厚生制度として年金制度を導入することで、従業員の満足度UPにも繋がります。 また、福利厚生が充実しているという見せ方ができるため、採用時にも有利になります。

経営者・役員も加入できる

経営者や役員は従業員とは立場が異なるため、社会保険はじめ様々な制度で対象外になりますが、 企業型確定拠出年金は、経営者・役員であっても厚生年金の被保険者であれば加入できます。 公的な将来への備えが少ない経営者・役員にとってもメリットの大きい制度です。

節税対策になるため、会社にお金を残すことができる

「企業型」には、次の3つの税制上のメリットがあります。

- 1. 掛金は全額非課税で、掛金分の所得税・住民税、社会保険料の負担が軽減されます。
- 2. 通常、運用益には約20%の税金がかかりますが、確定拠出年金では非課税になります。
- 3. 年金(または一時金)を受給するときに、退職所得控除や公的年金等控除を利用することができます。

お気軽にお申込み・お問合せください(

FAX

053-586-5579

□ 申込み	ナます (受付後、詳細をご連絡しま	(す)	□ 興味があ	ります
事業所名		業種	従	業員数名
所 在 地	T 			
ご担当者(役職氏名)		E-mail アドレス		
電話	() –	FAX	() –	

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所 TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579 株式会社浜松人事コンサルタント

村松 社労士

